ZY13-07 論文要旨説明書

報告論文のタイトル:著作隣接権の経済学的効果

報告者 · 共著者 (大学院生は所属機関の後に(院生)と記入してください.)

報告者氏名: 新井 泰弘 **所属**:高知大学人文学部

共著者1氏名: 青木 玲子 **所属**:一橋大学経済研究所

共著者2氏名: 所属:

論文要旨(800字から1200字, 英文の場合は300から450語)

本稿では電子書籍の普及を図るために導入が検討されている著作隣接権の効果について経済学的な分析を行った。著作隣接権は、著作物の創作者ではないものの、著作物を広く伝達させる上で重要な役割を担う企業に対して与えられる著作権に準じた権利を指す。例えば、楽曲の実演家の場合、ある楽曲をどのように演奏するか、という点に創作に準ずるような工夫がされている。実演家自身はその楽曲を生み出してはいないものの、楽曲を広く伝達するという目的を達成する上で、こういった工夫は大きな意味を持っている。そのため、著作権者ほどではないものの部分的な権利を認められている。昨今議論の対象となっているのは、こういった著作隣接権を新たに出版社に対して認めるか否かという点である。

出版社に対して著作隣接権を認めることによって、出版社は著作権者と同じように電子書籍配信業者からもライセンス収入を得ることが可能になる。また、出版社に著作隣接権が認められていない現行法のシステムでは、電子書籍の海賊版等の違法利用に対しては、著作権者自身が権利を行使しない限りは取り締まりを行うことができない。著作権侵害が親告罪(侵害された側から訴えない限りは罪に問えない)という性質を持つため、違法利用をモニターする費用や、訴訟に関わる取引費用の高さから訴訟を敬遠するケースも多く見られた。出版社が著作隣接権を有することにより、著作権者に代わり、効率的に訴訟活動を行うことができるというメリットが存在している。

ところが、著作隣接権が出版社に認められることによって、出版社の権限が強化され、著作権者にとっては創作活動を阻害される可能性が存在する。さらに、電子書籍配信業者にとっては、電子書籍を配信するにあたり、著作権者だけでなく出版社の許可も得なくてはならなくなるため、電子書籍を配信するインセンティブが減退する可能性が存在している。

以上のように著作隣接権を出版社に対して認めることにより、各種経済主体が様々な影響を受けるようになる。ところが、著作隣接権の存在が社会厚生上望ましい効果をもたらすか、もしくは電子書籍配信業者や電子書籍の需要にどのような影響を与えるかに関しては明らかではない。そこで本稿においては、とりわけ著作隣接権が、出版社から電子書籍配信業者に対してライセンス料の徴収を許可する点に着目し、簡単な理論モデルを構築し、以下の結論を得た。

まず、著作隣接権を出版社に対して付与することにより、(i) 電子書籍の価格上昇、(ii) 消費者余剰の減少、(iii) 出版社の利潤の増加、という効果が得られる。さらに、著作物から得られる効用が大きくない場合には、電子書籍配信業者の利潤と需要の低下と社会厚生の減少といった効果が追加的に得られることが明らかになった。